

燕・弥彦産業観光バスツアー造成支援事業補助金（国内向け）

燕市の産業観光施設や燕市・弥彦村の立寄施設等への来訪を取り入れた**企画旅行**を開催する旅行者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

1. 補助対象者

日本国内の旅行者

2. 対象となる事業

補助対象者が行う**募集型企画旅行**であり、以下の要件を全て満たす事業が対象です。但し、参加対象者が訪日観光客であり、燕市・弥彦村の宿泊施設に1泊以上する場合に限り、受注型企画旅行も対象とします。

- (1) 貸切バス（ジャンボタクシーを含む。）を利用する観光を主な目的とした団体旅行であること。
- (2) 実参加者数（ドライバー、バスガイド、添乗員を除く）が5人以上であること。
- (3) 以下の3.「立ち寄り施設等について」に定める産業観光施設及び立ち寄り施設を各1か所以上利用し、一定時間滞在すること。
- (4) 原則として、団体旅行の参加者が全行程を同一行動することとし、旅行行程表等に燕市・弥彦村の立寄先について明記すること。
- (5) 旅館の収容人数との兼ね合いで参加者が同じ宿泊施設に宿泊できない場合に限り、分宿を認める。

3. 立ち寄り施設等について（各1箇所以上立ち寄り）

区分	施設
産業観光施設	燕市産業史料館、燕市・弥彦村内で工場見学を実施する施設
立ち寄り施設 ※産業観光施設と異なる市・村の立ち寄り施設を選択すること。	【燕市】 燕市産業史料館（上記産業観光施設との重複は不可）、道の駅国上、道の駅燕三条地場産業振興センター、飲食店、地場産品直売所、農産物直売所、土産物店 【弥彦村】 弥彦おもてなし広場、飲食店、地場産品直売所、農産物直売所、土産物店、観光索道

4. 補助率・補助上限

【宿泊なしの場合】

- ・1人あたり2,000円
- ・1催行あたり150,000円。1事業所あたり年間250,000円に達するまで。

【宿泊ありの場合】

- ・1人あたり3,000円
- ・燕市または弥彦村に2泊目以降宿泊の場合、1泊につき1人あたりの上限を1,000円加算。1人あたりの上限は5,000円に達するまで。
- ・1催行あたり300,000円。1事業所あたり年間500,000円に達するまで。
（宿泊なしと併用する場合も年間500,000円に達するまで）

- 例1 産業観光施設1箇所+立ち寄り施設1箇所+他地域に宿泊
→1人あたり2,000円補助
 - 例2 産業観光施設1箇所+立ち寄り施設1箇所+燕市・弥彦村に1泊
→1人あたり3,000円
 - 例3 産業観光施設1箇所+立ち寄り施設1箇所+燕市・弥彦村に2泊、
他地域1泊 →1人あたり4,000円
- ※例1と例2の併用の場合、1事業者あたりの上限は500,000円まで

5. 補助事業の対象期間

【受付開始】令和7年4月1日（火）

【事業の対象期間】令和7年4月11日（金）～令和8年2月28日（土）まで

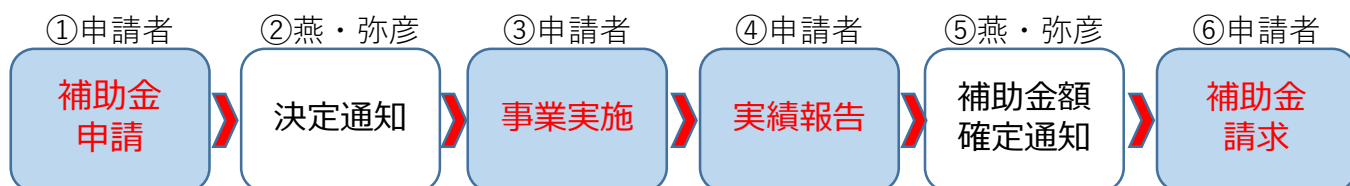
※予算が無くなり次第、受付を終了いたします。

6. 申請方法

事業の催行日の**90日前から10日前まで**に補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出してください。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 募集掲載広告の写し等旅行の行程がわかる書類
- (3) その他議長が必要と認める書類

7. 申請フロー



※申請前にご相談ください。

8. その他注意事項

- ・補助金は1催行につき1申請としてください。
- ・本補助金以外の補助金や助成金を併用して交付を受ける場合は、他の補助金や助成金との合計額がそれぞれの対象経費の総額を超えない範囲で補助金を交付するものとします。
- ・補助金の交付決定額の増額を伴う変更申請はできません。

お問い合わせ・申請先

燕・弥彦広域観光連携会議事務局（燕市観光振興課）

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田1934番地

電話：0256-77-8233

FAX：0256-77-8306

e-mail：tsubame_yahiko@city.tsubame.lg.jp

※このチラシの内容について、予告なく変更等が生じる場合があります。